

11月議会・議案質議(11月28日) 山口清明議員

**国民健康保険
条例改正案**

**算定方式の変更で国保料が増える世帯が10万7千世帯
非課税世帯に最大5万円の負担増でいいのか**

11月28日の議案質議で、山口清明議員が国保料の算定方式の見直しに伴う影響について質問しました。

国の制度変更で負担増に

国民健康保険施行令の改正に伴い、国保料の算定方式が、住民税をもとにした方式から所得をもとにしたものに変更されます。これにより保険料負担は大きく増減します。この制度変更は国により強いられるもので、市民には責任がありません。日本共産党は安易な負担増の押し付けをしないよう申し入れてきました。

当分の間、独自の所得控除を保険料で実施

今回提案された案は、影響が大きい多人数世帯や障害者、寡婦(夫)のいる世帯の負担増を抑制するため、世帯構成などに応じた本市独自の所得控除を設けて、当分の間、保険料の枠内で実施し、社会的な配慮を要する世帯の負担増を緩和する、というものです。

山口議員は「独自の負担抑制を行っても、少なくとも世帯で保険料があがる。どれだけの世帯が負担増になるのか」とたどしました。

局長は「10万7千世帯には平均33,000円の増になるが、9万9千世帯には平均35,000円引き下げがあり、全体の平均保険料は変わらない」と答えました。

1万4千世帯には均等割以外に所得割まで

非課税世帯で国保料も均等割のみだった世帯が、新方式では、所得も変わらず非課税のままなのに、新たに所得割が賦課されるケースが生じます。山口議員は

「非課税世帯への影響はどれだけか。もっとも負担増となるのはどんな所得階層か」と質問。局長は「1万4千世帯に新たに所得割が賦課され、平均20,000円の負担増になる。最大の負担増は、標準4人世帯で給与年収271万円の場合(非課税限度額)で年間50,550円の負担増になる」と明らかにしました。

山口議員は「当分の間は抑制というが、いつまでのことか」とただし、局長は「都道府県単位化など大規模な改正があればできなくなる」と答えました。

非課税世帯への負担増はやめよ

山口議員は「『当分の間』として期日を限定しない負担抑制策は評価できる。足りないのは低所得世帯への配慮だ。非課税世帯で年間5万円を超える負担増は容認できない。一般会計からの繰り入れを含めた福祉的な対応をとるべきだ」と市長に迫りました。市長は「9万9千世帯は保険料が安くなる。一般会計からの繰入は別個の議論がある」と負担増を容認しました。

国政も市政も担う資格がない河村市長だ

山口議員は「国のツケが押し付けられるのに、国に物も言えない。市民には負担を押し付ける。市長には国の政治も、市の政治も担う資格がない!」と厳しく批判しました。

議案は財政福祉委員会で引き続き審議されます。



名古屋市独自の緩和策

- ・住民税の配偶者控除・扶養控除(33万円)に替わるものとして、扶養家族1人につき33万円を控除。
- ・障害者・寡婦(夫)の保険料が増加しないよう、障害者等に係る住民税非課税限度額(125万円)と基礎控除額(33万円)との差額の92万円を控除

緩和策の効果の計算例

4人世帯(40歳夫婦と子2人)

給与収入	住民税方式	旧ただし書き	新算定方式
200万円	176,570	269,130	176,570
271万円	176,570	320,670	227,120
400万円	358,010	473,030	401,970
500万円	474,550	556,230	504,210

4人世帯(40歳寡婦(夫)または障害者と子2人)

給与収入	住民税方式	旧ただし書き	新算定方式
100万円	77,110	79,190	77,110
221万円	120,530	228,240	120,530
300万円	206,550	331,590	167,510

モデルケース別保険料額(年額・円)

(旧方式:住民税方式 新方式:旧ただし書き方式に独自緩和策を加えた方式)

単身世帯(40歳)

給与収入	旧方式	新方式	増減額
100万円	49,580	52,140	2,560
200万円	188,510	178,220	△10,290
300万円	286,430	267,680	△18,750
400万円	407,770	362,250	△45,520

4人世帯(40歳夫婦と子2人)

給与収入	旧方式	新方式	増減額
200万円	176,570	176,570	0
271万円	176,570	227,120	50,550
400万円	358,010	401,970	43,960
500万円	474,550	504,210	29,660

※給与収入100万円以下は住民税非課税

※給与収入271万円以下は住民税非課税

2人世帯(65歳夫婦、配偶者は年金収入80万円以下)

3人世帯(40歳寡婦(夫)または障害者と子2人)

年金収入	旧方式	新方式	増減額
100万円	26,520	26,520	0
222万円	67,220	104,880	37,660
300万円	204,240	205,730	1,490

給与収入	旧方式	新方式	増減額
100万円	77,110	77,110	0
221万円	120,530	120,530	0
300万円	206,550	167,510	△39,040

※年金収入222万円以下は住民税非課税

※給与収入221万円以下は住民税非課税